

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	非FIT 電源由来の非化石証書の取引における税制上の所要の整備	
要望内容 (概要)	<p>・ 所要の整備の対象（措置を必要とする制度の概要）</p> <p>小売電気事業者等が電気の販売に応じて使用した非FIT 電源由来の非化石証書（以下「非FIT 非化石証書」という。）に係る費用。</p> <p>・ 所要の整備の内容</p> <p>電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、非FIT 非化石証書の買手である小売電気事業者等が当該証書を購入し、電気の販売に応じて使用した費用（非化石証書購入費）を収入金額から控除するよう、非FIT 非化石証書の取引に係る税制上の所要の整備を講じる。</p>	
関係条文	〔 地方税法第72条の24の2、地方税法施行令 第22条 〕	
減収見込額	<p>[初年度] (—) [平年度] (—)</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>非FIT 非化石証書の取引拡大を円滑に進め、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）の法目的に沿って、非化石エネルギー源の利用を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本年7月に取りまとめられた「電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第二次中間とりまとめ」において、非FIT 非化石証書については、令和2年度以降に発電された電気より非化石証書を発行することとされた。</p> <p>これまで、非FIT 非化石電源から発電された電気については、非化石価値を有する電気として発電事業者と小売電気事業者間において一体的に取引されてきた。今後、非FIT 非化石証書に係る取引が開始されると、非化石価値を証書化し電気と分けて取引することとなるが、現行の地方税法上、非FIT 非化石証書の取り扱いについては整理がされていない。このため、非FIT 非化石証書の取引拡大が円滑に進むよう、税制上の所要の整備を講じる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		4—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
	政策の達成目標	非 FIT 非化石証書の取引拡大を円滑に進め、エネルギー供給構造高度化法の法目的に沿って非化石エネルギー源の利用を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久処置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	エネルギー供給構造高度化法においてエネルギー供給事業者として規定されている電気事業者（小売電気事業者等約600者）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	令和2年度より開始する非 FIT 非化石証書の取引が拡大し、非化石エネルギーの利用が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	現行の地方税法上、非 FIT 非化石証書の取り扱いについては整理がされていないため、非 FIT 非化石証書の取引に係る税制上の所要の整備を講じることで、令和2年度より開始する非 FIT 非化石証書の取引が拡大し、非化石エネルギーの利用が促進される。
	ページ	4—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	4—3